様式第１号（第８条関係）【新規活用枠】

令和 年　　月　　日

公益財団法人やまぐち産業振興財団理事長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　郵便番号

住　　所

申 請 者　事業者名

 代表者名 　　 　　　　　　　印

担 当 者　職氏名

連絡先

首都圏等プロフェッショナル人材還流促進補助金交付申請書

　上記補助金の交付について、首都圏等プロフェッショナル人材還流促進補助金交付要綱第８条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

１　補助金交付申請額等

|  |  |
| --- | --- |
| （１）補助事業に要する経費うち手数料うち報　酬うち旅　費（２）補助対象経費うち手数料うち報　酬うち旅　費 | 円円円円円円円円 |
| （３）補助金交付申請額（合計）　　　 うち手数料及び報酬　　　　うち旅　　　　　費 | 円円円 |

２　補助事業計画

　　別紙補助事業計画書のとおり

３　関係書類

（１）プロフェッショナル人材に係る履歴書、雇用契約書または業務委託契約書等の写し

（２）誓約書（様式第２号）

（３）副業等人材 新規活用企業に係る誓約書（様式第３号）

（別紙）

補助事業計画書

|  |
| --- |
| （１）補助事業者の概要 |
| 名　称 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者名 |  |
| 担当者名 |  |
| 連絡先 | TEL：　　　　　　　　　　　　　　　FAX：E-mail： |
| 概　要 |  |
| （２）プロフェッショナル人材の経歴等 |
| 氏　名 |  | 生年月日 | （　　歳） |
| 現住所 |  |
| プロフェッショナル人材としての職務経歴等 | 〔経歴〕 |
| 契約種別 | ・準委任　・その他（　　　　）※該当に○契約期間（　　　　年　　月　　日　～　　　　年　　月　　日） |
| 契約締結 | 令和　　年　　月　　日 | 業務開始 | 令和　　年　　月　　日 |
| （３）プロフェッショナル人材を活用して行う業務の概要 |
| 配属先部署・役職 | 部 署 名：役　　職： |
| 分類 | □経営人材・経営サポート人材　　□販路開拓人材□事業再生人材　　　　　　　　　□生産性向上人材□ＤＸ人材□その他人材（　　　　　　　　　　　　　）　　※該当するものにチェック |
| 今後の事業計画における当該人材の必要性（プロジェクトの概要等） |  |
| （４）利用した登録人材紹介事業者または登録副業マッチング事業者 |
| 名称 |  |
| 企業情報シートの拠点への提出日 | 令和　　年　　　月　　　日 |
| 人材紹介手数料支払予定日 | 令和　　年　　　月　　　日（予定） |

【補助対象経費の積算額】該当の補助金部分に記載

　副業等人材活用促進補助金

|  |
| --- |
| 〔要件〕以下の全てを満たす副業等であることが必要 |
| □　補助事業者の県内の事業所において１回以上業務に従事すること（業務の性質上及び企業の都合等により、必要ないと判断される場合については、除く）□　副業等人材の現住所地から、業務に従事する補助事業者の県内の事業所までの交通費（往復）の実質負担額が1万円以上であること |
| ア　副業等人材の紹介手数料に対する補助 |
| 補助対象経費（Ａ）(人材紹介手数料支払予定額) | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円※消費税及び地方消費税額を除くこと |
| イ　副業等人材の報酬に対する補助 |
| 補助対象経費（Ｂ）(報酬支払予定額) | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円※消費税及び地方消費税額を除くこと |
| 補助金交付申請額（（Ａ）＋（Ｂ））✕０．８　…① | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円※ア及びイの補助限度額250千円 |
| ウ　副業等人材への旅費に対する補助 |
| 補助対象経費（Ｃ）(交通費、宿泊費) | 出発地(最寄駅等) | 到着地(最寄駅等) | 該当に〇 | 交通費 | 宿泊数・費用 | 旅費小計 |
|  |  | 片道・往復 | 円 | 泊　　　円 | 円 |
|  |  | 片道・往復 | 円 | 　泊　　　円 | 円 |
|  |  | 片道・往復 | 　円 | 　泊　　　円 | 円 |
|  |  | 片道・往復 | 　　円 | 　泊　　　円 | 円 |
| 合計　　　　　　　　　　円※消費税及び地方消費税額を除くこと |
| 補助金交付申請額（（Ｃ）✕０．８）…② | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円※補助限度額250千円  |
| 補助金交付申請額　計（①＋②） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

※補助対象経費であっても、補助事業の実施期間外に清算されたものは除く